No.208 2019/2/15

1 Minute News

TEL 03(6402)9555
FAX 03(6402)9556
URL http://www.kojimaz.jp
E-Mail h-kojima@kojimaz.jp

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5 階

相続放棄をしても受け取ることができる財産

Q 相続が発生しましたが、相続の放棄をするつもりです。相続の放棄をすると、すべての財産は受け取れないのでしょうか？

解説

相続の放棄をすると被相続人の財産は基本的に受け取れません。しかし、内容によっては受け取ることができるものものあります。

1． 相続の放棄をすると受けとれない財産

①受取人が被相続人である死亡保険金
②被相続人が受取人となっている入院保険や傷害保険などの保険金
③一括払いとしていたが、亡くなったことにより払い過ぎとなっていた保険料や所得税・住民税、年金等の還付金
④世帯主が亡くなった場合の高額医療費の還付金
⑤被相続人名義の自宅などの不動産
⑥被相続人の最後の月の未払い給与など

2． 相続の放棄をしても受け取れる財産

①放棄をした者が受取人として指定されている死亡保険金
②国民健康保険、健康保険組合等からの葬祭料・埋葬料等
③遺族年金・寡夫年金・死亡一時金
④未支給年金（※）
⑤社内規定上、「本人が亡くなった場合遺族が受け取る」と記載がある死亡退職金
⑥お香典・ご霊前
⑦仏壇、お墓、位牌など
（※）亡くなった方と生計を一にしていた(1)配偶者(2)子(3)父母(4)孫(5)祖父母(6)兄弟姉妹(7)(1)～(6)以外の３親等内の親族が受け取ることができます。

要するに…

相続の放棄をしたらすべての財産が受け取れないというわけではなく、受け取れる財産もあれば受け取れない財産もあります。その違いをしっかり理解して、受け取れるものはしっかり受け取るようにしましょう。